

事前質問・意見及び回答一覧

資料2

委員	頁・番号	質問・意見等	回答
	P27 3(2)	<p>「令和2年の本県の子宮がん、乳がんの死亡率は、それぞれ22位、16位となっており、ともに全国平均を上回っている(図表46)」とあります。</p> <p>図表46によると、R2の子宮がん、乳がんの年齢調整死亡率は、子宮がんは21位で全国平均を下回っており、乳がんは39位で上回っているとなっています。別のデータからの分析でしょうか。</p>	<p>記載ミスでした。「令和3年(2021年)の本県の子宮がん(子宮頸がん)の年齢調整死亡率は34位と全国平均値を上回っており、乳がんの年齢調整死亡率は28位と全国平均値を下回っている(図表46)」に修正しました。</p>
石加委員	P46 (関連P14、P15 2(5))	<p>女性教職員の育成等による管理職登用について「中堅教員研修会への参加を呼びかけ、管理職としての意識高揚を図る」とあります。</p> <p>「参加を呼びかけ」とあるので、法定研修とは別と思いますが、具体的にどのような中堅教員研修会を実施されているのでしょうか。</p> <p>また、管理職希望者が減少している中、管理職の多忙の解消などの環境整備は女性管理職希望者の増加のためにも大変重要であり、様々な取組をされていることに感謝します。しかし、多忙な状況の解消には業務の軽減だけでなく、副校長・教頭の複数配置や主幹教諭の配置など人的支援が必要と考えますが、今後の方針をお聞かせください。</p>	<p>市町村立学校における「中堅教員研修会」については、「法定研修」ではありません。当該研修は「創造 熊本の教育チャレンジゼミ」という名称で、中堅教員のリーダー育成を目的とした研修となります。具体的には、学校におけるミドルリーダーについての講話、学校の諸課題(働き方改革や若手教員の人材育成など)や学力向上(児童生徒を学びの主体とするための指導の充実など)について演習、協議、学校における実践、まとめ、振り返りを通して、資質・能力を高めていく研修です。</p> <p>副校長・教頭等の複数配置や主幹教諭配置については、今後も教職員定数の範囲内で、学校の規模等の状況を踏まえ、配置を検討していきます。</p>
	P50 ⑥ (関連P37 3(3)(4))	<p>「育児休業等の代替者の確保が厳しい……人材確保に努めていく。」とあります。</p> <p>学校現場において、男性の育児休業取得率の増加を図ることは当然と考えますが、そのためにも男女ともに、安心して育児休業を取得できる環境整備(代替教員の配置などの人的支援)が急務であると考えます。今後の見通しと具体的な方策をお聞かせください。</p>	<p>人材確保については、次年度へ向けて再任用教職員を増加させるための呼びかけの強化や、校長等の人的ネットワーク等を活用して退職教職員等に対し、育休代替等の臨時的任用の声掛けを行っています。また、特別免許状や臨時免許状を授与した講師の積極的な任用やハローワークへの求人掲載にも取り組んでいます。更に今後は、教員免許保有者の掘り起こしを積極的に進めていきます。このように、あらゆる手を尽くし人材確保に努めているところです。</p>

委員	頁・番号	質問・意見等	回答
高野委員	P52 ①	女性を含む各地域のリーダー等で構成される会議はどんなものがありますか。	例えば、県内では37団体が「男女共同参画推進団体」として、県男女共同参画センターに登録されており、男女共同参画を推進するため、女性問題、保健・医療・福祉、農業、教育・学習等の幅広い分野で活動を行っています。また、県では男女参画・協働推進課において、育成、委嘱している男女共同参画のリーダー（地域リーダー育成研修受講者、男女共同参画推進員）は、居住する各市町村の男女共同参画審議会（諮問会議）、連絡会議（懇話会）等のメンバーとして方針策定や推進に尽力しています。
	P54 ⑩	児童（関係）の各事業所と警察等との横の連携はスムーズに行われていますか。	県要保護児童対策地域協議会や児童虐待対応関係機関連絡協議会の開催等を通じて、警察をはじめ、各市町村等関係機関との連携体制を構築しています。
	P58 ⑥	福祉犯事件とはどのような事例ですか。	福祉犯事件とは、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪に係る事件を言います。 例えば、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反（児童に淫行させる行為等）、労働基準法違反（年少者の危険有害業務等）等が挙げられます。
	P64	相談体性→相談体制	「相談体制」に修正しました。
田中委員	P10	・ポイント1について ジェンダーギャップ指数について「順位を4つ上げ、146か国中116位となった」との記載がなされているが、評価しているように読める。本文の記載と合わせた方がよい。	ポイントの記述を本文の表現に合わせました。 「日本のジェンダー・ギャップ指数(GGI)は、146か国中116位と前回より順位を4つ上げたが低迷している」
	P36	・ポジティブアクションの取組状況 取組の具体的内容について記載した方がよい。	具体的内容がわかるよう、「例）女性管理職の比率を増やす、女性の採用と職域の拡大、女性の勤続年数を伸ばす 等」を追記しました。

委員	頁・番号	質問・意見等	回答
田中委員	P58 ⑦	<p>・県の申請書等における性別記載欄の見直しどのように見直しているのか知りたい。記載の具体例を表記した方がよい。</p>	<p>法令上の根拠や業務面の必要性(医療行為実施、各種分野の女性の参画状況調査への活用等)がある場合を除き、原則廃止の方向で全庁的な見直しを行っています。</p> <p>性別情報が必要な場合も、男性・女性の二択方式だけでなく、例えば、自由記載方式への変更や空欄選択肢の設置等、引き続き検討を行うよう依頼しています。</p>
益田委員	P16 P45	<p>・政治における女性の参画状況について 政治分野での日本の女性の参画は、世界でも最低レベルである中、さらに、熊本県の女性議員の割合は、県、市、町村いずれも全国平均を大幅に下回っている状況にある。</p> <p>政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が、令和3年6月に一部改正され、国及び地方公共団体の責務や施策の強化が規定された。</p> <p>令和3年度の熊本県の取組では、啓発チラシの作成と法律の周知・必要性の啓発等を行われているが、もっと抜本的な取組が必要ではないか、と考える。</p>	<p>「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正に伴い、国や各地方公共団体による取組は、引き続き必要であると考えます。</p> <p>令和3年度は、県においてチラシを作成し、法改正の概要と併せて周知啓発を行いました。今年度は県男女共同参画センターにおいて、女性の政治参画をテーマとしたセミナーとパネル展を開催し、女性の政治参画等の現状を伝える取組を実施しています。また、同センターが開催する男女共同参画に関するワークショップ等において、女性の政治参画を促す勉強会等も開催されています。</p> <p>県としては、県男女共同参画センターと連携し、県民に対する周知とともに政治参画に関心を持っていただくよう、継続的に取組を進めていきたいと考えています。</p>
	P30	<p>・固定的性別役割分担意識 毎年、固定的性別役割分担意識に同感する人が減り、同感しない人が増える傾向で推移していたが、令和3年調査では前年比、同感が増え、同感しないが減少に転じている。その要因をどのように分析されているのか。</p>	<p>令和3年の調査結果を前年の令和2年と比較すると、同感する肯定的回答比率の高い男性及び70歳代以上の人数比率が高いことが全体結果に影響していると思われます。P31 図表53の集計結果では、年代的には70歳代以上で20%以上の肯定的な考え方が根強く残っています。年代が下がるにつれて肯定的回答比率は減少していますが、20～30歳代にも一定程度の肯定的考え方が見られることから、若年層の意識の変化にも注視していく必要があります。男女共同参画に関する意識改革には、長期的な視野で継続的に取組を進めることが重要であり、広い年代に対する周知・啓発活動を進めるとともに、子ども・若年層に対する意識づくり、教育の充実も推進して参ります。</p>

委員	頁・番号	質問・意見等	回答
益田委員	P51 ②	<p>・農林水産業における男女共同参画の推進について 第1次産業は重要な産業であり、意思決定への女性の参画拡大を進めていく必要があるが、農協、漁協、森林組合に対して市町村レベルでの有効な施策・手段が少ない。ぜひ、県が実施するヒアリングや巡回指導の際に、強く働きかけてほしい。また、可能ならばインセンティブやペナルティの取組(仕組み)はできないのか、検討してほしい。</p>	<p>農林水産業の現場における女性の意思決定への参画について、農林水産省においては、第5次男女共同参画基本計画(令和2年(2020年)12月閣議決定)を受けて、成果目標及び重点的取組事項が定められ、農協の役員等への女性登用が推進されています。</p> <p>また、県農林水産部では、令和3年度に第5次熊本県農山漁村男女共同参画推進プランを策定し、家族農業経営協定の締結の推進や女性グループに対する活動支援等を通じて、農協の正組合員、総代、理事、森林組合の理事、漁協の役員に占める女性の割合を指標に掲げて、協同組合における自己改革の取組の中で女性登用を進めながら、女性の意思決定への参画を促進していくこととしています。</p> <p>農協においては、2020年5月に全国農業協同組合中央会で決定された「JAグループSDGs取組方針」の中で、JA女性組織は、「地域で輝くための5つの具体的活動」をSDGsの目標と関連づけて活動を展開されています。</p> <p>また、県下14JAで構成されるJA熊本県組織協議会の中でも、農協の正組合員、総代、理事等における女性の割合の数値目標を定めるとともに、全14JAが女性理事枠を設定しています。その他、県域JA構想に係る協議会の中でも女性枠を設定することが決定しています。</p> <p>森林組合においては、森林組合法改正により、正組合員の資格要件が拡大され、女性等が組合員として加入しやすい環境となりました。</p> <p>現状においては、女性理事の登用が進まない要因である、農協等における正組合員に占める女性の数が絶対的に少ない状況を解消するため、周囲の理解醸成を図っている段階と考えています。</p> <p>このため、女性参画拡大に向けた意識啓発のためのフォーラムの開催等を通じて、県、市町村、農林水産業団体等の協力により、女性の正組合員の増加など裾野の拡大、意思決定過程への女性登用の効果の周知等の浸透を図って参りたいと考えています。</p> <p>また、団体支援課においても、団体の巡回指導や常例検査において、現状を聞き取りし、経営管理態勢の観点から助言しています。</p>